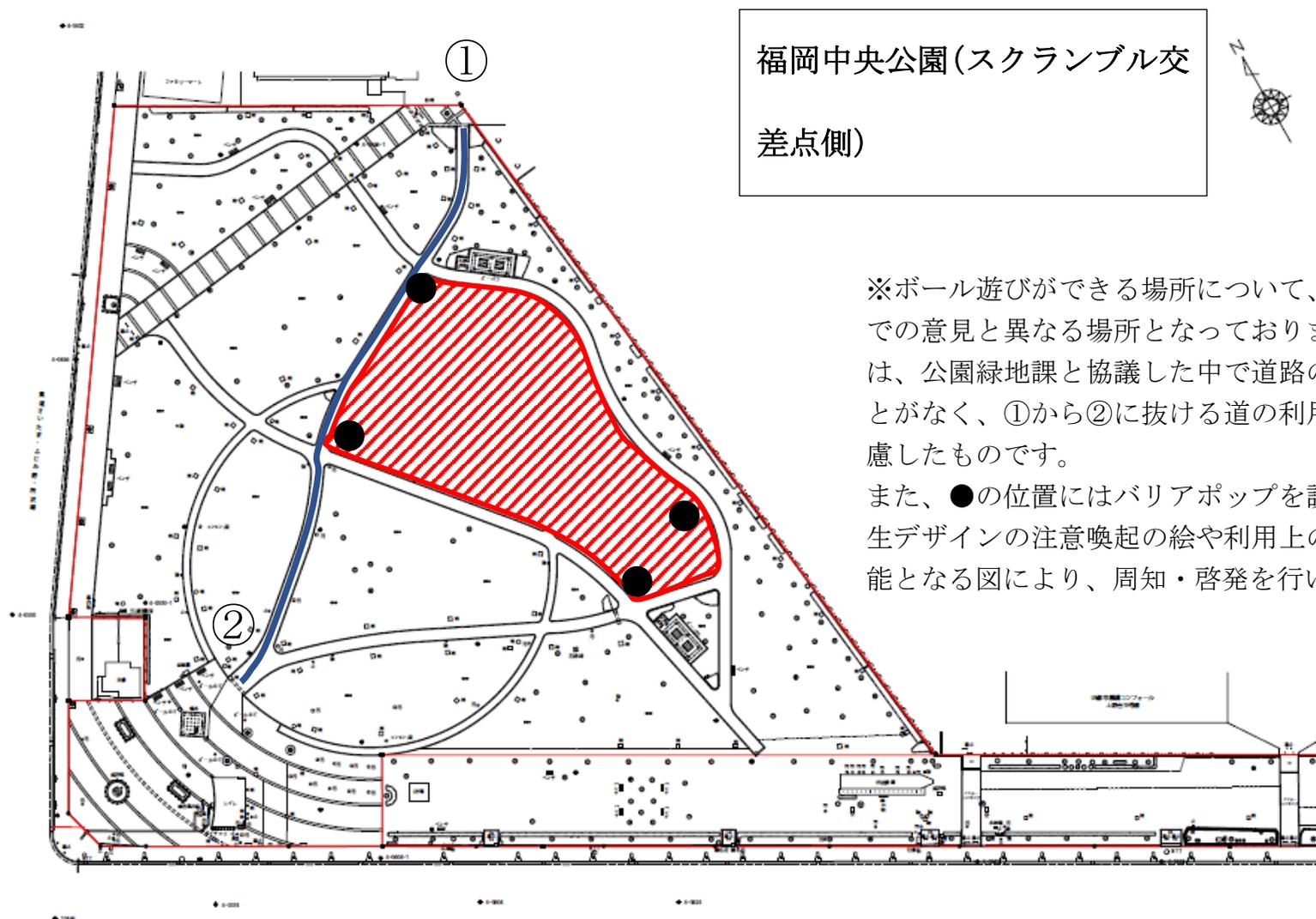


## ★ ボール遊びを行うことのできる場所

次の赤い斜線の場所をボール遊びができるゾーンとします。



※ボール遊びができる場所について、ワークショップでの意見と異なる場所となっております。理由としては、公園緑地課と協議した中で道路のボールが出ることがなく、①から②に抜ける道の利用が多いことを配慮したものです。

また、●の位置にはバリアポップを設置して、小中学生デザインの注意喚起の絵や利用上の注意、利用が可能となる図により、周知・啓発を行います。